

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町出店（売店）設置要領

1 趣旨

この要領は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町売店・出店設置要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、関連スポーツ用品や地域物産および飲食の販売を通じて、来場者への歓迎の意を表すとともに地域物産のPRに努めるため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が実施する出店（売店）（以下「出店」という。）の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

出店は競技会場に設置する。

3 設置期間

設置期間は、競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

開設時間は、原則として競技会開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、町実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は町実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース20㎡（2間×3間テント）内とする。ただし、町実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて、出店数、位置および規模を変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、町実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、町実行委員会の許可を得て火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、町実行委員会に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント1張内（横幕の設置を含む）（ただし、テント以外での出店の場合は、テントの準備はしない。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他町実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

7 経費の負担

(1) 出店者は、以下の出店料を負担する。

ア 1店舗当たりの出店料は、次の通りとする。

(ア) 町内に住所または事業所を有する個人、法人、団体および町内団体の会員等：
無料

(イ) 上記以外：1日あたり3,000円

イ キッチンカーで出店する場合は、大きさは概ね5m×2.5mとし、出店料はアの金額とする。

(2) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、出店料免除申請書（別記様式第7号）を町実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、町実行委員会は、承認したものに対し、出店料免除決定通知書（別記様式第8号）により通知する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国または地方公共団体

ウ 上記に掲げるもののほか、町実行委員会において特に必要と認める者

(3) 出店を許可された者は、町実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(4) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると町実行委員会が認めたときは、出店料の全額または一部を返還することができる。

8 販売品目

出店における販売品目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国スポ関連グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会または町実行委員会の使用承認を受けているものの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。

イ 現地調理品

出店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他町実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者条件

出店の出店者は、(1)および(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、竜王町に店舗を有して営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦があり、町実行委員会が必要と認めた者
- ウ 過去の国民スポーツ大会（国民体育大会含む。）およびリハーサル大会に出店実績がある者
- エ その他町実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

- ア 競技開催期間中、この要領で定める開設時間を遵守し、原則として継続して出店すること。
- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法律等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を（赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌）実施し、その結果を町実行委員会に提出できること。
- オ 飲食物販の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- カ 申請時点において、町税等の滞納がないこと。
- キ 竜王町暴力団排除条例第2条第1号または同上第2号に規定する暴力団員もしくは暴力団、または暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

10 出店申請

出店希望者は、町実行委員会が定める期日までに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 出店申請書（別記様式第1号）
- (2) 出店概要書（別記様式第2号）
- (3) 出店従事者、運搬車両予定表および持込備品調書（別記様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（別記様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、町実行委員会に申出をすること。本申請書類の情報を基に、町実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

11 出店者の選定

町実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要領に基づき出店者の審査を行うとともに、出店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、町実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 出店における販売品目を取扱う地元の商工関係および組合等の団体ならびに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他町実行委員会が適当と認めた者

1 2 出店許可証の交付

町実行委員会は、出店者として選定した者に対して、出店（売店）許可決定通知書（別記様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、出店（売店）許可証（別記様式第6号）を交付する。

1 3 保健所および消防署への手続き

(1) 保健所

模擬店等の食品取扱届出書の保健所への提出については、出店申請書類の情報を基に届出が必要なものについて、町実行委員会が取りまとめて作成し、提出するものとする。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく露店等の開設届出書の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、町実行委員会が取りまとめて行うものとする。

1 4 出店監督員

- (1) 町実行委員会は、出店の円滑な運営を図るため、出店監督員を置く。
- (2) 出店監督員は、実施本部の職員とし、現場を巡回して本要領に基づき、出店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1 5 出店責任者

- (1) 出店者は、従事者等の中から出店責任者を定め、出店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店責任者に変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 出店責任者は、出店監督員の指示に従い、当該出店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取扱う出店責任者は、調理・管理、販売等が衛生的に行われるよう十分配

慮し、従事者等の指導に努めなければならない。

1 6 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売りおよび呼込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理および加工等を行うこと。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、町実行委員会が認めたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器および音響器具類を使用すること。
- (8) 町実行委員会の許可を受けていない対象火器具等または危険物を使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

1 7 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 出店場所およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行ない、発生したごみは、毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、販売価格等の適切な表示を行うこと。
- (4) 出店の装飾は販売品目等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する出店にあっては、店舗にごみ箱を用意し、販売から出たごみは、自主的に回収すること。
- (6) 販売品等の搬入および搬出に使用する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証等を見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1 売店につき 1 台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、町実行委員会が別に交付する ID カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する出店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。

- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに町実行委員会に報告すること。
- (13) 町実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、出店監督者および施設管理者、町実行委員会の指示に従うこと。

1 8 管理運営

出店における販売品および出店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、町実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 9 事故等の発生時の対応

出店において、事件または事故が発生したときは、出店責任者は速やかに初期対応にあたりるとともに、直ちに出店監督員または実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者もしくは不審物を発見したときも同様とする。

2 0 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店許可を取消することができる。なお、この場合において、出店者は、町実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要領に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 出店許可証の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指導があったとき。
- (5) その他町実行委員会が出店の運営管理において不適當と認めたとき。

2 1 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 2 補填および補償

- (1) 出店者は、利益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を町実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、町実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店に準備に要した経費等の補填を町実行委員会に請求することができない。

2 3 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、出店監督員または実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 4 個人情報の取扱い

出店従事者等の個人情報については、町実行委員会が出店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的以外には使用しない。

2 5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における出店についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (3) 町実行委員会は、出店の場所および設置期間等を必要に応じて変更ができるものとする。

付 則

この要項は令和7年3月25日から施行する。

別記様式第1号

出店（売店）申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長 様

申請者住所
商号または名称
代 表 者
(役 職 名)
(氏 名) 印
電 話 番 号

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が運営する競技会場に出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町出店（売店）設置要領第10項の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望形態 ・テント（・1張り ・0.5張） ・キッチンカー
- 2 添付書類
- （1）出店責任者および従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの）
- （2）営業許可証または受理印が押された営業許可申請書の写し
（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- ※営業許可申請書の写しの場合は、許可が下り次第、速やかに町実行委員会へ提出すること。
- （3）町税等の未納がないことがわかる書類（完納証明書、納税証明書（写し可））ただし、発行から3か月以内のもの。

別記様式第 2 号

出店（売店）概要書

(ふりがな) 商号または名称				
(ふりがな) 代表者役職および氏名				
代表者生年月日	T ・ S ・ H 年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	(電話)	(FAX)		
出店担当者	(氏名)	(電話)		
業種				
主要取扱品目	スポーツ用品・国スポ関連グッズ・郷土物産品・飲食物（製造加工品） 飲食物（現地調理品）・宅配便・その他（ ）			
火気または燃料等 危険物の使用	有 種類（ ）・無			
国スポ等出店実績	有 種類（ ）・無			
営業開始年月日	年 月 日		従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去 1 年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去 3 年間食中毒発生 または事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	販売予定数	販売価格	備考（承認番号等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

別記様式第3号

出店（売店）従事者、運搬車両予定表および持込備品調書

（商号または名称： ）

1 従事者名簿

従事日	出店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※必ずふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	搬入出車	備考
		有 ・ 無		
		有 ・ 無		
		有 ・ 無		

※車両の種類は、「2tトラック」「軽トラック」等を記入してください

※搬入出に使用する場合は、「搬入出車」欄に○を付けてください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 設営持ち込み備品一覧表（町実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込理由

※火気または燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。

（発電機、ホットプレート、プロパンガス等）

※消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。

記入がない場合は、火気または燃料等危険物の使用はできません。

別記様式第4号

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長 様

申請者住所 _____
商号または名称 _____
代 表 者 _____
(役 職 名) _____
(氏 名) _____ 印

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が運営する競技会場への出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 本申請書および許可後の申請にあたり、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町出店（売店）設置要領を遵守します。
- 2 竜王町暴力団排除条例第2条第1号または同条第2号に規定する暴力団員および暴力団ならびにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法律等に違反して過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)
担当者所属： _____
担当者氏名： _____
電話番号： _____
F A X： _____
E-Mail： _____

別記様式第5号

出店（売店）許可決定通知書

国 竜 実 委 第 号
令 和 年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長 印

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会が設営運営する出店について、下記のとおり決定しました。

つきましては、下記口座へ令和 年 月 日（ ）までに出店料を納入してください。

記

- 1 出店形態 ・テント（・1張 ・0.5張） ・キッチンカー

- 2 出 店 料 _____ 円

- ### 3 指定振込口座

金 融 機 関	銀行
支 店 名	支店
預 金 種 別	普通
口 座 番 号	
口座名義人	ﾌﾘｶﾞﾅ

※振込手数料については、出店者負担となります。

別記様式第 6 号

出店（売店）許可証

国竜実委第 号
令和 年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会が運営する競技会場内の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 ま た は 名 称	
代表者役職名および氏名	
出 店 許 可 会 場	
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日（ ） から 月 日（ ） まで
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を出店内に掲示すること。 2 出店の設置運営に関しては、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ竜王町出店（売店）設置要領を遵守すること。

別記様式第 7 号

出店（売店）料免除申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長 様

申 請 者 住 所 _____
商号または名称 _____
代 表 者 _____
(役 職 名) _____
(氏 名) _____ 印
電 話 番 号 _____

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会が設置運営する競技会場内の出店料について、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町出店（売店）設置要領第7項第3号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場

2 免除理由 次の欄の該当する項目に○印を記入してください。

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国または地方公共団体
	その他町実行委員会において特に必要と認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電 話 番 号： _____

F A X： _____

E-Mail： _____

別記様式第8号

出店（売店）料免除決定通知書

国竜実委第 号
令和 年 月 日

商号または名称
代表者役職名および氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

- 1 免除対象出店会場
- 2 免 除 理 由